

鳥取県告示第737号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区

2 特別保護地区の区域

芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域（面積267ヘクタール）

3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。

また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、特別保護地区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者である国、県及び町と連携して、積極的に推進していく。

なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。